

## J:COM キャンペーン特約

### 第 1 条 (特約の適用)

当社は、この J:COM キャンペーン特約（以下「特約」といいます。）に基づき、当社が提供する各種サービスに関するキャンペーンを提供します。

2 この特約に記載が無い事項に関しては、この約款等およびその他各種サービス利用規約（あわせて以下「この約款等」といいます。）を優先して適用します。

3 契約者または加入申込者が適用を希望するキャンペーンに関する当社が発行する重要事項説明書を含む配布物等（以下「配布物等」といいます。）の条件に従う場合にのみ、当社はキャンペーンの適用を行いません。

### 第 2 条 (特約の変更)

当社は、この特約を変更することがあります。この場合には、キャンペーンの提供条件等は変更後の特約によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

### 第 3 条 (用語の定義)

この特約において使用する用語は、電気通信事業法等、当社の提供サービスに関連する法律において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使します。

| 用語                 | 用語の意味                                                                      |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| (1) 契約者            | 当社が提供するサービスを現に契約している者                                                      |
| (2) 加入申込者          | 当社が提供するサービスに加入する意思を示している者でかつ、当社がサービスを提供するに当たって工事が必要なサービスの場合は工事を行っていない状態の者  |
| (3) キャンペーン         | 当社が提供するサービスに関連した期間を定める契約者もしくは加入申込者を対象とした宣伝・広告活動およびそれに付随した加入契約行為を含めた特典・サービス |
| (4) キャンペーン<br>の適用者 | 当社の契約者でかつ、申込みしたキャンペーンの適用を現に受けている者                                          |

### 第 4 条 (キャンペーン適用の条件)

当社が提供する各種サービスのキャンペーンの適用条件は、キャンペーン毎に異なります。各キャンペーンの配布物等の条件に適合する場合にのみ、キャンペーンの適用となります。

2 キャンペーン期間においても、契約中のサービスを変更または解約することでキャンペーンの適用が中止になることがあります。

3 キャンペーンの最低利用期間の定めがあるものについては、キャンペーンの最低利用期間の定めのとおりとし、特に定めのないものは、この約款等に定める最低利用期間を適用します。この場合、それぞれの定めるところにおいて、最低利用期間内のキャンペーン適用が終了となる場合、解約時に解除料等が発生します。

## 第 5 条（申込の方法）

キャンペーンへの申込みの方法は、キャンペーン毎に異なります。

## 第 6 条（申込の承諾）

当社は、キャンペーンの申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、配布物等に記載されている提供条件を満たさない場合、申込みを承諾しません。また、加入申込者が当社が定めるサービスにおいて、当社からの契約の解除を受けたことがある場合には、申込みを承諾しません。

3 この約款もしくはこの特約に定める申込みを承諾できない場合として定めている条項に該当する場合には、当社はキャンペーンの適用および当該サービスの提供を行いません。

## 第 7 条（個人情報の取り扱い）

この約款等およびこの特約に定める個人情報の取り扱いに準じる他、キャンペーンを適用される契約者または加入申込者には、キャンペーン独自の個人情報の開示を求める場合があります。

2 契約者または加入申込者は、キャンペーンの提供条件に定められた個人情報を当社に提供するものとします。

3 当社は、前 2 項にある個人情報は、当社のプライバシーポリシーおよび各キャンペーンの配布物等の規定に則り取得および管理を行いません。

## 第 8 条（アンケート等の協力依頼）

当社は、キャンペーンの適用者に対してアンケート等にご協力いただくことがあります。

## 第 9 条（キャンペーンの適用終了）

当社は、予め定められたキャンペーン期間を満了したときにキャンペーンの適用を終了します。

2 前項の場合において、キャンペーンの終了に関して、当社は特別にキャンペーンの適用者に対して事前の告知は行いません。

3 キャンペーン期間を満了する前に、当社がキャンペーンの適用を終了する場合には、当社は事前に告知を行いません。

4 キャンペーン期間が満了したときには、特にキャンペーン毎の定めが無い限り、この約款等およびこの特約に定める当該サービスを継続利用されるものとして、当社は当該サービスを提供し、契約者はそのサービスの料金の支払いを要します。

5 当社は、契約者がサービスの解約、転居等によりキャンペーンの適用条件を満たさなくなった場合に、キャンペーンの適用を終了し、この場合当社からキャンペーンの適用が終了する事については告知を致しません。